



学習指導要領改訂に向けた論点 10

教育課程の柔軟性の在り方

- 多様な個性・特性を有する子供たちに応じた適切な支援・指導を行う観点から、

- ・ 学校が教育課程を編成する際の柔軟性
- ・ 子供一人一人に応じて教育課程を実施する際の柔軟性

の両面から具体的な方策を検討すべき。



- 学校の教育課程編成の柔軟性の視点からは、現行の教育課程の特例制度（教育課程特例校、授業時数特例校、小中一貫、中高一貫など）をより活用しやすくするとともに、各教育委員会の判断や学校のカリキュラム・マネジメントにより、各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられ得るのかなど、各学校の教育課程編成に係る教育委員会（学校）の裁量拡大の在り方について検討すべき。（例えば、①午前は教科等の授業を実施し、午後は探究学習や教科・領域に該当しない多様な学びを重点的に実施する取組、②情報活用能力に係る時間を創設して各教科等の情報教育に関連する内容をまとめて指導するといった取組も行われており、こうした柔軟な取組をより行いやすくするためにどのようなことが考えられるか。）

- 年間の最低授業週数（35 週以上）や、単位授業時間（小学校 | 単位時間 45 分、中学校 | 単位時間 50 分）については、現在でも学校に裁量が認められているが、当該規定が硬直的な教育課程編成を助長しているとの指摘もあり、取扱いを検討すべき。

- 子供一人一人に応じた教育課程の実施の柔軟性の観点からは、子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できることを改めて整理しつつ、どのような実施上の課題があるのか丁寧に検討し、示していくことが考えられる。

- 不登校児童生徒など、個別の支援や特別な配慮を要する子供への指導について、「困難に着目」するだけでなく、「良さを伸ばす」視点を踏まえて考えることが重要。特に学校が編成する一つの教育課程では包摂が難しい多様な子供についても、その良さを伸ばしつつ資質・能力の育成につなげていく包摂的（インクルーシブ）な教育環境の構築に向けて、教育課程における取扱いの在り方やそれに付随する環境整備の在り方を検討すべき。